

第 194 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 3 年 8 月 16 日(月)13:30~15:25
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 1 回)
出席者 23 名	◇審査会委員：9 名 市川委員、川井委員、島委員、花田委員、花嶋委員、平井委員、藤川委員 藤原委員、山下委員
	◇環境局職員：8 名 福本環境局長、中村環境保全部長、中西環境保全指導課長、植木水・土壌担当課長 岡田自然環境担当課長 他 3 名
	◇事業者：6 名 神戸市都市局内陸・臨海計画課 竹本課長 他 5 名
公開・ 非公開	公開

○開会

【 議 長 】 ただいまから、第 194 回神戸市環境影響評価審査会を開催させていただきます。

本日は、(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る事前配慮書に関する審議を予定しております。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【自然環境担当課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【 議 長 】 それでは、議事に入りたいと思います。

【自然環境担当課長】 続きまして、審査会意見の作成について、先生方にご審議のお願いを申し上げます。

環境局長より、ご審議をお願い申し上げます。

《環境局長より、審議依頼を読み上げ》

【 議 長 】 ただいま市長から諮問いただきました。本審査会においてこれをお受けし、

審議を行っていきたいと思います。

【自然環境担当課長】 環境局長でございますが、公務のため、これにて退席させていただきます。

《環境局長 退席》

【議長】 それでは、議事に入ります。
事務局から、資料1についてご説明をお願いいたします。

《事務局より、
資料1 (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る
環境影響評価手続について を説明》

- 【議長】 ありがとうございます。
ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。
- 【委員】 今回の事業は、アセス法の対象とならないという説明ですが、工業団地と流通業務団地はつくるわけですね。それ以外に、公園等はつくるのでしょうか。
- 【事務局】 開発事業の中で義務づけられている緑地等は整備されると思いますが、公園事業に該当するような大規模な公園はつくらないと聞いています。
- 【委員】 そうすると、事業の内容としては工業団地と流通業務団地の整備であって、それらの面積の比率が例えば70:30などになるということですね。
- 【事務局】 そのとおりです。
- 【委員】 経緯について少し教えていただきたいのですが、もともと、舞子のゴルフ場の代わりに西神戸ゴルフ場を開発したということなので、当時はゴルフ場をつくるということに意義があったのだと思います。今回は産業団地が必要であるということは書かれている一方、ゴルフ場が要らなくなったということは書かれていませんが、どのように理解すればいいのでしょうか。
- 【事務局】 西神戸ゴルフ場のアセス手続を実施した時点では、公営のゴルフ場を整備することに社会的な意義があったかと考えています。今回、この場所を開発するにあたって、神戸市が別のゴルフ場を整備する必要があるのではないか、といった声上がるのかどうか等については、後ほど事業者にご質問いただければと思います。
- 【議長】 後ほど事業者との質疑応答がありますから、そこで事業者としての見解をお聞きしましょう。
- 【委員】 まだゴルフ場は閉まってないのでしょうか。
- 【事務局】 まだ閉まっていません。
- 【委員】 舞子ゴルフ場のアセス手続が昭和55年からなのですが、この頃のアセスのやり方と、今のアセスの方法は同じなのでしょうか。

【事務局】 過去のアセス図書を見ましたが、最近のアセス図書と比べると比較的シンプルに記載されているように思いました。少なくとも、その当時は事前配慮書手続はありませんでした。

【委員】 隣接する神戸複合産業団地との関係はどうなるのでしょうか。ゴルフ場を産業団地に転活用するとも言えますが、既存の神戸複合産業団地を拡張するようにも見えます。現段階では別物という取扱いなのでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおり、新規の産業団地をつくる、もしくは既存の複合産業団地を拡張する、という2通りのやり方があると思います。開発部局に確認したところ、その点については、今後の手続で検討していくと聞いております。

環境アセスメント手続が、一番早い段階で実施する手続になっているため、そういった詳細が決まる前に、おおまかな計画をお示しすることになっております。

【委員】 新規事業の場合と拡張する場合で、環境アセスメントの手続には違いはないのでしょうか。

【事務局】 違いはありません。

【議長】 よろしいでしょうか。

それでは続いて、本事業についてご説明いただくため、事業者の出席をいただいておりますので、入室をお願いいたします。

《事業者入室、事務局から事業者を紹介》

【事業者】 本日は、お忙しい中、また、まん延防止重点措置が発令の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、ご審議いただく案件は、神戸市において産業用地が逼迫していることに対応して、神戸市西区にある西神戸ゴルフ場を転活用して、新たな産業団地をつくるという計画です。

本日は、本事業の環境影響評価事前配慮書についての説明をさせていただきます。また、審査会の後、実際に現地もご確認いただく予定にしております。皆様方の忌憚のないご意見、ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、事業者から、資料2 環境影響評価事前配慮書のうち、「1 事業計画の概要」の説明をお願いします。

《事業者より、

資料2 環境影響評価事前配慮書のうち、1 事業計画の概要
について説明》

- 【 議 長 】 ありがとうございます。
- ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問等がございますか。
- 【 委 員 】 6 ページについて、青い楕円が右のほうは二つあるということは分かるのですが、その二つの青い楕円のどこがどう違うのか、教えていただけますでしょうか。
- 【 事業者 】 青い楕円は産業団地への入口を示しております。どこの場所からアクセスできるのか、道路からのアクセスがたくさんあればあるほど、便利になります。南北に団地が長くなってございますので、北側と南側に大きく 2 か所に接続する想定で考えたのが第 2 案でございます。
- 一方で、北側の方は旧道のため、細い道路で集落もあります。それらの影響を考えて、南側の 1 か所、神戸三木線のバイパスのみで接続させると考えたのが第 1 案でございます。
- 【 議 長 】 具体的な出入口が未定だから、このような図になっているのでしょうか。
- 【 事業者 】 そうです。
- 【 委 員 】 この西神戸ゴルフ場と記載された辺りが茶色くなっていますが、この部分は第 1 案と第 2 案で同じなのでしょうか。
- 【 事業者 】 全く同じでございます。
- 【 委 員 】 もう一つ教えていただきたいのは、後の説明で出てくるのかもしれないのですが、今、ゴルフ場を使っている方たちもおられますよね。ゴルフ場として需要が全くなければ問題ないと思うのですが、需要があります。団地として、ここを使うメリットについては説明いただいたのですが、ゴルフ場として使っている需要との比較はどのようにされるのでしょうか。
- 【 事業者 】 西神戸ゴルフ場だけで見たときには、ゴルフ場が有るか無いかになりますが、神戸市内の公営ゴルフ場として、西神戸ゴルフ場の他に北神戸ゴルフ場もございます。また、民間で運営されているゴルフ場もございます。
- これまでの西神戸ゴルフ場の利用者、全国的なゴルフの利用者のトレンド等を見たときに、神戸市の大きな方針として、神戸市で運営するゴルフ場を見直すタイミングが来ているのではないかと考えています。この西神戸ゴルフ場については、産業用地としての需要もあることから産業用地に変えていくべきではないかということで、こういう方向に進んでいる状況でございます。
- 【 委 員 】 ゴルフ場の需要がどんどん増えているという感じではないということでしょうか。
- 【 事業者 】 全国や兵庫県、神戸市内のトレンドを見ると、今後、大きく伸びていくという形ではないと考えております。
- 【 委 員 】 二つ、概念的な話を伺います。
- 一つ目は、今のお話と関係するのですが、舞子ゴルフ場を閉めるためにこのゴルフ場を開発したということですが、ということは、市としてそれなりの社

会的なニーズがあり、それを整備するだけの必要性を認めていたということだと思いますが、今回はどう整理をつけているのでしょうか。ゴルフ人口が減って西神戸ゴルフ場が無くても十分賄えるからということなのか、そういうことを考慮していないのか、その辺について、少しお話を伺いたいというのが一点です。

二つ目は、この後、具体的な説明があるのかもしれないのですが、ゴルフ場のコースの間に残っている樹林帯と言うのでしょうか、恐らくももとの自然林だった部分がコースの一部として残っているのではないかと思うのですが、6ページの表 1.3-1 を見る限りは、周辺部分だけが自然林という扱いであって、コースの中に残っている樹木は自然林ではないという扱いになっているように見えます。この樹林帯は、造成したときに新たに植えたものなのか、自然のものが残っているのか、もし分かれば教えてください。

【 事業者 】 1点目について、先ほどの回答と重複する部分がありますが、ゴルフ場の需要としては、ゴルフ場をなくしたほうが良いということではありません。長い目で見たときに、行政としてゴルフ場をずっと継続していくよりも、産業用地のほうが必要性が高いのではないかという苦渋の決断でございます。

利用者からもいろいろとお話を伺っています。他にゴルフ場があるからといってそこに行くというわけにもいかないのも、やはりここのゴルフ場が良い、という利用者の方もいらっしゃいますので、そういった方に対しては、丁寧なご説明をさせていただいて、納得いただけるような取組を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目について、当時舞子ゴルフ場の代替地という形で山を削って西神戸ゴルフ場を整備しました。当時の計画によると、自然林として手つかずで残したところが約4割、全て造成してゴルフ場に変えたところが約4割、残りの2割は、一度造成工事で自然林を潰した後に緑を復元したところで、トータルでいくと人工のもの、自然のものを合わせて大体6割が緑として残っており、4割がゴルフ場として使われていると認識しています。

今回、我々のゴルフ場の転活用では、ももとの自然林である4割は手をつけずに、造成緑地もなるべく残す形にはしたいと思うのですが、産業用地として活用できる面積を確保したいこともあり、最低4割の自然林は残すという形での計画を想定しています。

【 委員 】 今おっしゃった4割というのは、それぞれのコースの間に残っているものも含められてということでしょうか。それとも、周辺だけということでしょうか。

【 事業者 】 周辺の自然林だけです。

【 委員 】 コース間に残っている緑地は、もともと自然にあったものではないということでしょうか。

【 事業者 】 そのまま残っているものもあるかもしれませんが、ゴルフ場として一度手を

つけて復元した緑地と認識しています。

【委員】 当時、このゴルフ場の造成は、神戸市のどの部署で所管されていたのでしょうか。

【事業者】 外郭団体になります。

【委員】 当時の資料等は残っているのでしょうか。

【事業者】 確認させていただきます。

【委員】 神戸市としては、パブリックなゴルフ場の運営というのは、現時点ではもうニーズがないといえますか、少なくとも産業団地の造成と比べると、プライオリティは低いという政策的な判断を市の内部でされたということですか。

【事業者】 はい。

【議長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 7ページの最後のところを見ますと「工区ごとに分譲していく」と書いておられますが、需要を見ながら売っていく、つまり、造成しながら売っていくというイメージなのでしょうか。また、工区というのも、どのような工区を想定しておられるのかがよく分からなかったので、確認させてください。

【事業者】 産業団地の中でも今大きくニーズが高まっているのが、いわゆる倉庫等の流通施設、それと物をつくる製造施設です。これだけでも大きく二つの工区に分かれます。特に、流通施設は早急な整備を求められていますので、できる限り早く供給できるように進めていきたいと考えています。

また、着工後3年程度で分譲開始する計画ですが、工事に相当な時間がかかりますので、全体の工事を3年で終わるということは物理的に不可能です。工事が終えられたエリアを用途別に分けるか、あるいは、一つのまとまりとして工区を設定した上で同じような大きさに分け、分譲するというのを考えています。

【委員】 配慮書段階なので、あまり具体的なことは書けないのかもしれませんが、今後は市場調査などを踏まえて、ある程度具体的に書いていただけたほうがよいと思います。大阪のある場所では、同じようにつくった工業団地が結構売れ残っています。これと似たようなことが起こったときに、そこに太陽光パネルを置く等、使い方が変わることが起こり得るのではないのでしょうか。せっかくゴルフ場をなくして転用したのはいいけれども、活用されない可能性はないのでしょうか。

【事業者】 近隣の神戸複合産業団地で企業誘致をしているところからの引き合いや、様々なニーズをお聞きしている印象では、現在の想定では、全て販売できるのではないかと考えております。

【委員】 今後、より詳しい調査をされたら教えていただきたいと思います。

【事業者】 わかりました。

【委員】 造成の方法について教えていただきたいのですが、周辺部を残してゴルフ場

部分をならして平面にしていくというイメージでよろしいのでしょうか。

【事業者】 そうです。ちょうど道路にアクセスできるところが一番低くなってございますので、高いところからならしていくという形になります。

【委員】 その場合に残土が出たらどうするのか、池が五、六個あると思いますが、その扱いはどうなるのか等、決まっていれば教えてください。

【事業者】 現在の想定では、残土搬出をしないように場内での切り盛りで処理したいと考えています。池につきましても工事造成等で必要になってきますので、必要なものは残す計画とします。

【議長】 素案の検討をかなり苦勞されたのだらうと思うのですが、これで複数案の検討になっているのか少し気になりますが、ほかによろしいのでしょうか。

それでは次に、「2. 事業実施区域及びその周囲の概況」について、ご説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料2 環境影響評価事前配慮書のうち、2 事業実施区域及びその周囲の概況 について説明》

【議長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 既存の資料から生物の調査結果を引用していただきますが、結構古いものもあると思います。古い資料の引用のまとめで大丈夫なのか心配です。また、資料が古いせいだと思いますが、外来種の研究がないのはいいのでしょうか。さらに、交通量増加が一番懸念される場所だと思うのですが、ゴルフ場に来るお客さんはどれぐらいで、それに対して、物流倉庫あるいは製造工場をつくった場合、どれぐらい交通量が増えるのでしょうか。

【事業者】 生物に関する既存資料が古いのではないかとのご指摘だと思います。おっしゃられる通り、西神戸ゴルフ場のアセスは昭和56年頃に実施されていますので確かに古いデータにはなりますが、近傍の神戸複合産業団地やキーナの森と呼ばれている地域のアセス書は平成11年頃のものであり、その辺りのデータも含まれています。

文献調査は、この地域にこういった生物種がいる可能性があるのかを把握したり、その結果をもとに、どういう手法で調査するのかを考えるための材料として考えております。古いほうが今よりも希少種がいた可能性があると思いますので、そういった種が今もいるかもしれないということ認識するためのデータと考えております。

次に外来種につきましては、現地調査をしていく上で、ブラックリストや侵略的外来種等についてもきちんと把握をしながら、準備書の予測評価で触れて

いければと考えております。

交通量につきましては、物流系あるいは製造系によっても通行する車種が変わってきますので、需要調査や交通量についても調査をした上で、事業を実施することで現状と比較してどうなるのかを把握し、対策を考えていきたいと考えております。

【委員】 今、ここで何うのが適切なのかどうかよく分からないのですが、周辺の施設との関係について教えてください。南側は布施畑環境センターになっており、埋立をしていると思いますが、将来的にはどのように活用されるか決まっているのでしょうか。

【事業者】 環境局が所管する施設ですが、現在はまだ埋立容量が残っており、しばらくは受け入れが続くと聞いております。埋立が終わった後の処理等も含めると数十年単位で時間がかかると想定されますので、今のところどういう活用をするのかは未定と聞いています。

【委員】 布施畑環境センターとの最終的な高さ関係は分かりますでしょうか。つまり、現在計画している産業団地の造成後の土地の高さと布施畑環境センターの土地の高さは、同じようなものになるのか、あるいは間が連続しないような施設になるのか、今の段階で分かれば教えてください。

【事業者】 既存の布施畑の処分場と同じくらいの高さになる計画で考えております。

【委員】 今回考えないといけないのは、現在運営されているゴルフ場と、今後工業団地あるいは物流団地として運用する場合の比較です。その中で、とても気になるのは、先ほども出ましたが交通量です。これは明らかに大きく変わってくると思います。

どのような建物を建てるか分かりませんが、今ゴルフ場であるところを整地して建物を建てるということになると、例えば 178 ページの温室効果ガスのところが大きく変わってくると思います。それをどうするのか。例えば、建物自体の環境効率を非常に上げるとか、あるいは倉庫の屋根はすべて再生可能エネルギーをつくるようなものにするとか、やり方によっては有用だと思うのですが、その辺りは今後お示しいただけるのでしょうか。

【事業者】 資料 3 あらましの 4 ページをご覧ください。環境影響評価でこういった項目を扱うのかについては、この後の 3 章で説明させていただく予定ですが、地球温暖化の項目に黒三角をつけております。地球温暖化については、この配慮書では取り上げていませんが、今後の環境影響評価で予測評価をしていく項目として選定しています。

【委員】 コース間に現在生えている樹木を完全に伐採し、周辺部の樹木は残すという説明がありましたが、資料には記載されていません。そのあたりも資料でお示しいただけるとありがたいと思います。

【委員】 事前配慮書では、造成計画までしか示されておらず、その土地の上に何か建

物が建つという話は書かれていません。どういう建物が建つかわからないのですが、アセス手続では建物の影響は考慮しなくてもよいのでしょうか。

【事務局】 建物の影響も含めてアセス手続を実施することになります。

【委員】 しかし、土地の用途が分からないので、どういう建物が建つか分かりませんよね。

【事務局】 今後のアセス手続の中で、例えば流通用地と工業用地の割合等が分かってくる時点で、流通用地はこれぐらいの原単位、工業用地はこれぐらいの原単位と示していただいて、環境影響評価を行うことになると思います。

【委員】 土地を購入した事業者によって建物も変わってくるのではないのでしょうか。

【事務局】 購入した事業者によって左右されるところはありますが、アセス手続では一定の想定のもとで予測することになると思います。

例えば、事業区域の北側の複合産業団地においても、ある一定の原単位を当てはめてアセスを実施しています。当然、アセスの予測結果と実際にできる建物にはある程度の差が生じるのですが、アセス手続の段階では、計画の全てを確定させることができないので、ある一定の予測のもとで評価を行っています。

【委員】 しかし、先ほどご指摘があったように、太陽光パネルを置くといったことまで義務づけることはできないですよね。

【事務局】 難しいと思います。

【委員】 私はできなくはないと思っています。例えば、ヨーロッパの事例ですが、入居する条件として、建物の環境効率を定めた結果、非常に環境効率のいい町ができたという事例がありますので、同様の方法を使えばある程度できるのではないかと考えています。

それから、今後必ずカーボン排出にコストがかかりますので、今まで以上に地球温暖化対策に配慮していただいて、事業を進めていただいたほうが良いと思いました。

【事業者】 まだ検討中ですが、委員からのご指摘のとおり、この産業団地をつくる上でも、脱炭素を見据えてクリーンエネルギーを使うという方向で進めていきたいと考えています。

また、外国の事例でおっしゃっていただいたような制度ですが、例えば、神戸市でも産業団地を売却する際、値段を割り引く項目として、環境配慮型というものがあります。例えば、太陽光パネルを設置した場合やハイブリッド車等を導入した場合に割り引を行う、といった形で積極的に環境対策を促す施策をこれまでも進めております。今回の産業団地においても、それにプラスアルファして、よりクリーンなエネルギーを活用して、環境に負荷を与えないような団地を目指しているところでございます。

【環境保全部長】 環境局から補足させていただきます。

今回の事業だけにとどまらず、2050年カーボンニュートラルの実現というの

は国策でもあり市の施策でもあり、大きな目標になっております。今おっしゃっていただいたような、例えば、太陽光パネルやその他の再生可能エネルギーの導入、カーボンニュートラルにつながる製造方法であるとか、そういったものは新たに設置する施設のほうが実施しやすいと思いますので、環境局からも積極的に働きかけてまいります。

【委員】 これからこの事業を行うにあたって、カーボンニュートラルな工業団地を実現できたらすごくいいなと思います。建物自体を効率よくすることはすごく大切なので、ぜひ、そちらの方向に向けていただくようお願いしたいです。

【議長】 ほか、いかがでしょうか。何かございますか。

【委員】 細かいことですが、先ほどの質問に関連して16ページの水象のところでは質問です。事業区域に隣接して木見川という川が流れていますが、接続のための道路をつくるとしたら、この川も改変することになると思います。ここは環境影響評価の範囲から外れているように見えるのですが、ここも環境影響評価の対象と考えていいのでしょうか。

また、16ページの(2)ため池のところでは、主に農業用水として利用されているとあるのですが、ゴルフ場の中の池も農業用水として利用されているというようなことがあるのでしょうか。

【事業者】 今後、木見川も現地調査を行ってまいりますし、こちらの河川への影響についても、検討する予定としております。

ゴルフ場内のため池の活用状況につきましては、現段階で具体的にどのように活用されているかは把握できていないところもありますが、農業用としてあったため池はそのままゴルフ場になっても残っているという状況です。

【委員】 分かりました。

【議長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「3事前配慮事項の検討」についてのご説明をお願いします。

《事業者より、

資料2 環境影響評価配慮書のうち、3 事前配慮事項の検討 について説明》

【議長】 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

【委員】 騒音の予測についてお伺いします。194ページの図を用いて説明していただきましたが、施設に関連する車両は、主に北側から来るという想定なのでしょうか。私は計画案を最初に見たときに、南側から来る車両がほとんどではないかなと思ったのですが、騒音の予測地点はいずれも事業実施区域より北側にあります。これで妥当なのか疑問に思いましたので確認させてください。

- 【事業者】 事業区域の南側には住居がほとんどありません。最寄りの住居が北側に集中しておりますので、影響する住居の場所から考えた結果、北側で予測を行いました。つまり、どこから工事車両が来るかというよりも、事業実施区域に近い住居の位置から予測地点を選んでおります。
- 【委員】 実際にどういう経路で車両が来るかというのではなくて、住居の近くで測定したということですか。
- 【事業者】 そうです。旧道を走る場合とバイパスを走る場合で、現存の住居にどのような影響があるのか、比較を試みました。
- 【委員】 バイパスのほうがかなり交通量は多いと思いますが、事業区域北側の複合産業団地関係の車両が多いと考えていいのでしょうか。
- 【事業者】 大型車が結構走行していますので、おそらくそうだと思いますが、北側に住宅もありますので、そちらへの通過交通もあると思います。その辺りは、これから調査していく予定です。
- 【委員】 216 ページの総合評価で、バイパスとだけ接続する第 1 案のほうが良いという結果になっていますが、無理やり 2 案をつくって、どちらかを評価するというような形に見える気がします。
- それは仕方がないとしても、「接続道路」と記載してしまうと、車両だけではなくて自転車や歩行の交通も含んでしまう気がします。通勤のことを考えると自転車や人が歩くという交通については、旧道にも接続したほうが合理的だと思いますので、ここは「接続道路」と記載するのではなく、「車両道路」としてはどうでしょうか。「車両道路」としても、自転車も車両だと言われなように、「大型車両道路」あるいは「商業用車両道路」等、ある程度、限定して記載したほうがいいのではないのでしょうか。
- 【議長】 今回の想定は、搬入や搬出の車両ということで車ですよ。
- 【事業者】 車です。車というと自転車も入るのでしょうか。
- 【委員】 自転車も軽車両になります。通勤のことを考えると、旧道へも接続したほうが、むしろ人と環境に優しい団地になるのではないかとすることも考えられるので、これを接続しないという結論にしないほうがいいのではないかなと思います。
- 【議長】 ほか、いかがですか。
- 【委員】 今の 216 ページの総合評価について、「無理やり 2 案をつくったように見える」と言われてしまうのは、この第 2 案をどうしてつくったのかを説明していないからです。第 2 案は、工業団地の北側へのアクセスをよくするために考えた案だと思いますので、そういう説明をどこかでしておかないといけません。
- それから、配慮書の中でこういう総合評価をよく見るのですが、これは総合評価ではなくて、単に各評価をまとめただけです。総合評価とするには、この下にもう 1 つ欄をつくって、そこに各項目の評価を踏まえて総合評価としてど

ちらが優位なのかという項目をつけなければいけません。

そのときに、この四つの項目だけではなくて、例えば産業団地へのアクセスや経済的なコスト等も含めて総合評価という形にする必要があります。

【委員】 現時点では、おそらく第1案と第2案のどちらがいいかということは決まっていなと思います。次の実施計画書ではどちらの案か決定されていると思いますので、そのときにはそれぞれの案を作った経緯を記載してください。

【事業者】 どちらの案にするか決める過程を説明する章がありますので、そこでご指摘を踏まえて記載していきたいと思います。

【議長】 その他にどうでしょうか。

【委員】 198 ページについて教えていただきたいのですが、予測条件で、「現況交通量の車種別時間平均値を使用した」と書いていますが、現況交通量というのは、既にある産業団地に入りにしている交通量のことによいのでしょうか。

【事業者】 この調査結果は道路交通センサスと言いまして、数年置きに調査されていまして、小型車何台、大型車何台、バイク何台というように区分された調査結果になっています。大型車は、概ねこの団地で使われているものと思われますが、利用目的までは把握されていない状況です。

【委員】 もし今度新しく団地を作れば、神戸三木線における現況交通量に加算されるのではないのでしょうか。その加算された交通量が含まれた段階で予測をしていないのが気になります。つまり、第1案の予測結果は、過小評価になるのではないのでしょうか。

【事業者】 現況に対して、将来どれくらい上乗せされるということは、評価書案の段階の詳しい予測評価で考慮していきたいと思っております。

【委員】 187 ページに計画熟度が低くて選定しないという項目が複数ありますが、この辺りも今後計画熟度を高めて予測していただきたいです。交通量についても増加する交通量を含めて予測してほしいと思います。

【委員】 185 ページから 189 ページの事前配慮段階の項目選定に関して、特に 188 ページのところに幾つかの項目を選定しないという理由が書かれています。この中で特に気になるのが、植物、動物、生態系です。樹木の伐採という項目で「自然地を改変しない」、つまり真ん中のところだけしかいじらないので木は切らないという発想だと思いますが、ゴルフ場の場合、開発はされていても実際に木が生えてないのは敷地の2、3割ですよね。つまり、グリーンやラフ以外はすべて樹木帯になっているので、それが自然林であるか、開発のときに植えた二次林であるかは別にして、実際にそこにある木の量は圧倒的に多いわけですが、したがって、どれだけの量の樹木が伐採されるのか、今の段階で考えておかないといけないのではないのでしょうか。今回の場合もそうですが、ゴルフ場の跡地を利用する場合、残っている樹木帯が帯状に残っているため、動物の移動帯としての役割は非常に高いというか、動物が移動しやすい区間だと思います。

特にこの場所の東側は公園です。逆に北と南は既に開発されたオープンな土地になってしまっているのです。現状では東西の移動に対する役割としては非常に大きいと考えられます。これらに関して 181 ページでは「配慮します」と書いてあるのですが、自然地を残す、あるいは樹木帯を残すという意味合いが、周辺のところだけという意味であれば、現状と大分乖離してしまうと思いますので、この段階で、ゴルフ場でどれぐらいの樹木があって、それが生態系にどういう役割を果たしているかというのは、配慮していただく必要があると考えます。

【事業者】 181 ページに、自然環境の保全に向けての事前配慮の内容として、今おっしゃられたような自然環境の維持に努めることや、移動経路の確保に努めたといったことを書かせていただいております。今後、ゴルフ場内でも現地調査を行っていきますので、その結果を踏まえて評価書案の段階で評価をさせていただきますと考えております。

【委員】 繰り返しになりますが、最初にここのゴルフ場をつくったときに、どれぐらいが自然林として残されて、現状どれだけ残っているのかという資料をぜひまとめていただきたいです。

【委員】 南北に2キロぐらいの細長い産業団地ができると思うのですが、メインの出入口が南側1か所だけというのが気になります。団地内の北の端から外へ出る場合は、どのように外に出る計画なのでしょう。開発予定地の中に大きい道路をつくるのか、南の出口まで道路をつくるのか、あるいは、北からも外へ出られるように旧道を整備するのか、この団地の中での物流の大型トラックが走る道はどういうふう考えられておられるのでしょうか。

【事業者】 現段階では、旧道への接続ではなく、開発予定地の中に道路を配置して、バイパス側から出る計画を考えています。

【委員】 そうであれば、中に循環路みたいなをつくられるのでしょうか。

【事業者】 はい。

【議長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上にしたいと思います。事業者の皆さん、ご説明ありがとうございました。

《事業者退室》

【議長】 それでは、本日の審議は以上です。事務局から、今後の予定の説明をお願いします。

【自然環境担当課長】 本日、先生方からいただいたご意見、ご質問等について十分お答えいただけなかったものについては、事業者に追加資料の提出を依頼します。事業者から追加資料が提出され次第、改めてご連絡させていただきたいと思っております。

次に、次回の審査会は、9月24日金曜日、10時からWEB会議にて開催さ

せていただきたいと考えております。議題については、今後事業者が実施予定の住民説明会の実施状況報告、事前配慮書に対する住民意見に対する事業者見解の報告、事前配慮書に対する審査会意見の取りまとめを行う予定です。

審査会意見の素案につきましては、次回審査会までに、委員の皆様にご電子メールにて事前にお送りさせていただきます。

本日は、この後マイクロバスにて現地視察を予定しております。

事務局からの連絡事項は以上になります。本日はありがとうございました。